

地域活性化政策体系

～「魅力ある地域」への変革に向けて～

平成19年2月5日

地域活性化策の推進に関する検討チーム

基本的考え方

- (1) 地方の活力なくして国の活力はなく、地域活性化は安倍内閣の最重要課題の一つである。やる気のある地域がそれぞれの「知恵」と「工夫」で「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を支援する。
- (2) こうした問題意識に立脚した取組は、既に一部の地域で始まっており、成功事例も多く存在している。他方、意欲はあるものの、情報・ノウハウや担い手の不足により十分な成果が出せず、悩んでいる地域も多いのが実情である。
- (3) このような状況を踏まえ、「地域活性化策に関する政府の取組について」(平成18年11月24日 関係閣僚会合了承)において、地域の知恵を引き出して活かす、地域の担い手・人づくりを進める、地域固有の有形無形の資源を活かす、国際交流・地域間交流を促す、地域の持続的・自立的発展のための条件を整える、という5つの視点で政府全体の地域活性化策を取りまとめたところ。
- (4) 地域の自律的な成長発展を確保するため、この取りまとめを踏まえ、に掲げるところにより、施策メニューを体系化するとともに、全国各地域に向けた強力な発信を図る。また、上記5つの視点を踏まえ、に掲げるそれぞれの地域活性化策を、政府一体となって着実に展開する。

情報提供の充実・施策メニューの体系化

地域が自らの状況や課題についての明確な問題意識の下で、各種施策を組み合わせ活用することができるよう、地域活性化の成功事例や残された課題などに関する情報発信を政府一体となって積極的に推進するとともに、国の施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化する。

1 . 「地域活性化応援隊」派遣制度

省庁等が連携し、職員が積極的に地域に出向くとともに、専門家を積極的に地域に派遣し、これまでの支援策を通じたノウハウを活用して出張相談を行い、取組を具体的・実質的なものへ後押しする「地域活性化応援隊」派遣制度を創設する。

地域活性化応援隊：民間専門家等（地域活性化伝道師）200名以上、政府及び関係機関の職員を含め合計600名以上登録
派遣計画：平成18年度中に2回実施、平成19年度以降全国的に実施

2 . 相談窓口のワンストップ化

地域活性化に関する相談を地域から行いやすくするため、2月に内閣官房に「地域活性化総合相談窓口」（略称：ワンストップ窓口）を設置。地域からの相談内容に応じて、適切な施策や取組事例の紹介等を行い、地域の取組が具体的かつ実質的なものとなるよう支援、後押し。

また、「地域活性化総合情報サイト」（略称：ワンストップ情報サイト）を開設し、施策や取組事例などの情報を地域が使いやすい形でインターネットを活用して提供する。

地域活性化総合情報サイトの設置・運営経費【26百万円：新規】

3 . 施策メニューの体系化

国の施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして更に体系化するため、地域再生計画に連動して一体的な支援を行う施策等を取りまとめ、地域再生法に基づく「地域再生総合プログラム」（仮称）を2月下旬に策定する。

．具体的施策

平成19年度提出法案・予算等で具体化する地域活性化策の詳細は、別紙（予算・税制・法律案）のとおりである。そのうち、主なものや大きな施策群を中心に挙げると、概ね以下のとおり。

（ 予算額のうち「事業規模」ベースについては、現時点で様々な仮定を置いて推計した金額であり、実施段階において異なる場合があり得る。 ）

1．横断的制度基盤の強化・活用

地域活性化の取組を各省庁の垣根を越えて横断的・一体的に強化する観点から、都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生については横断的な制度として施策の推進を図っているところであり、これらの取組を、更に政府一体となって発展・継続させていく。

（1）都市再生

民間の力による都市再生の一層の推進を図るため、民間都市再生事業計画の認定申請期限の延長、まちづくりの担い手への支援の拡充等を行うとともに、密集市街地の早期解消を図るため、面的整備事業による基盤整備と建替えの一体的な推進や容積移転等を活用した建替え促進等の措置を講ずる。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

まちづくり交付金【243,000百万円：5,000百万円増】（事業規模：約6,120億円）

密集市街地の緊急整備【17,170百万円：3,150百万円増】（事業規模：約374億円）

都市再生促進税制【延長】

まち再生促進税制【延長・拡充】

密集市街地における建替計画認定制度に係る特例措置【新規】

（2）中心市街地活性化

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画を認定し、認定された計画に基づく取組に対して重点的な支援を実施することにより、中心市街地にお

ける都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業【6,300 百万円：395 百万円増】（事業規模：約 110 億円）

暮らし・にぎわい再生事業【9,000 百万円：拡充】（事業規模：約 252 億円）

まちづくり交付金【243,000 百万円：5,000 百万円増】（事業規模：約 6,120 億円）〔再掲〕

（3）構造改革特区

構造改革特区法の施行から 5 年目を迎え、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を一層進めるため、内閣総理大臣に対する特区計画の認定申請期限を 5 年間（平成 23 年度末まで）延長する等の措置を講ずるとともに、地方公共団体や地域の民間事業者等の提案に基づく規制の特例措置の整備等を行う。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

（4）地域再生

地域が行う自主的・自立的な取組による地域の活力の再生を推進するため、地域再生基盤強化交付金の活用を引き続き推進するとともに、地域再生協議会の設置に関する措置及び地域における再チャレンジ支援の促進のための寄附に対する税制上の措置等を講ずる。

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生基盤強化交付金【141,833 百万円：4,133 百万円増】
（事業規模：約 2,970 億円）

地域再生を実現するための各種税制措置【新規・延長・拡充】

2. 5つの視点を踏まえた施策展開

上記の横断的取組に加え、地域の知恵を引き出して活かす、地域の担い手・人づくりを進める、地域固有の有形無形の資源を活かす、国際交流・地域間交流を促す、地域の持続的・自立的発展のための条件を整える、という 5 つの視点を踏まえて展開する施策の主なものは、以下のとおり。

（1）地域の知恵を引き出し、活かす

それぞれの地域において、地域の抱える課題や地域の有する資源、地域の目指すべき方向・ビジョンに応じて、最も効果的な方法で戦略的に具体的取組が展開されるよう、民間、公共を含め、地域の側からの知恵と工夫を引き出しその実現を後押しする視点から、以下をはじめとする施策を展開する。

頑張る地方応援プログラム

「魅力ある地方」の創出に向けて、地場産品の発掘やブランド化、少子化対策、企業立地促進等の地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる。

「頑張る地方応援プログラム」に関する交付税措置【2,700億円程度：新規】

広域的地域（ブロック）の自立・活性化

東アジア等との交流を深める広域的地域（ブロック）の自立・活性化を促進し、地域の発意による観光や生産・物流拠点強化などの分野で都道府県を超える広域的な経済活動等に不可欠な基盤整備のための交付金制度を創設するとともに、その拠点となる民間施設（会議場等）の整備を支援する措置等を講ずる。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（仮称）
地域自立・活性化総合支援制度等【36,000百万円：新規】
（事業規模：約710億円）

地域の強みを活かした企業立地促進への支援

地域の強みを活かした企業立地の促進による産業集積づくりを目指す取組に対し、貸工場等の整備、工場立地法の特例や課税の特例等の措置を講ずる。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（仮称）

企業立地促進等を通じた地域産業活性化関連予算【4,411百万円：新規】（事業規模：約69億円）

地域産業活性化支援税制【新規】

地域雇用の再生支援

地域間の経済のばらつきが固定化することを打破し、ひとづくり・雇用創出を通じた地域の創造力の発揮を図るため、雇用の

ための人材育成、マッチング等による計画的な雇用創出を省庁等の連携によって支援すべく、法改正や地域再生法に基づくプログラムの策定をはじめ、各種の措置を講ずる。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（仮称）

地域雇用創造推進事業（仮称）【1,670 百万円：新規】

地域雇用開発助成金（仮称）【5,468 百万円：新規】

（事業規模：その他事業含め計約 115 億円）

「地域の雇用再生プログラム」

地域公共交通の活性化・再生

市町村、公共交通事業者等の地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生に関し、地域総合的に検討・合意した取組に国が総合的な支援を行うとともに、DMV（線路と道路を走行できる車両）など複数の事業形態に該当する新地域旅客運送事業の事業許可の一括取得を認める等の措置を講ずる。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（仮称）

地域公共交通活性化・再生事業等【8,950 百万円ほか：600 百万円増ほか】（事業規模：約 90 億円）

（2）地域の担い手・人づくりを進める

担い手相互間、担い手と支援者の間のネットワークの整備等の「担い手・人材」の育成・支援のための方策の充実や、官と民の新たなパートナーシップの確立などを通じて、様々な「担い手・人材」が効果的に地域での活動に取り組むことができる環境を整備する視点から、以下をはじめとする施策を展開する。

地域の担い手（ソーシャル・キャピタル）支援

地域の様々な担い手（自治会、企業、大学、NPO、行政等）が参加・協働し、地域の発展や課題解決に取り組む新たなネットワークの構築に向けて、当面のプログラムと検討方針を2月下旬を目途に取りまとめ、平成19年夏に向けて、担い手と地方公共団体の連携手法の充実、担い手に対する省庁連携による支援など、法的枠組みの整備も含め更なる施策の充実を検討する。この一環として、多様な主体の参画による地域づくり・まちづくりの推進のための協議会を法制化するとともに、地域に貢献する株式会社への投資・寄付を促進する税制の拡充・創設、ま

ちづくり活動を支援するNPO等に対する支援措置等を講ずる。

地域再生法の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

地域再生株式会社に対する投資促進税制【拡充】

「地域の知の拠点再生プログラム」

「地域の担い手支援のためのプログラム」

地域の絆づくりと人材創出拠点の形成

学校・家庭・地域等の連携・協力の下、地域の課題に関する学習や身近なスポーツ、文化活動等の取組を進めることで地域の絆を深め、地域の教育力・文化力を向上させるとともに、多様な人材の地域活動への参画を促す。また、地域の社会ニーズの解決等に向け、地元で活躍する人材の創出拠点の形成や大学等における特色ある取組を推進する。

関係者の連携による地域の教育力・文化力の向上【8,401百万円：7,436百万円増】

「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム等【1,000百万円ほか：500百万円増ほか】

(事業規模：計約224億円)

産学連携による中小企業等のものづくり人材育成

地域産業の活性化を担う人材育成を産学連携で進めるため、大学・高等専門学校・専門高校等と地域・産業界との連携による中小企業等のものづくり人材の育成、製造中核人材の育成等を推進する。

産学連携による地域産業を支えるものづくり人材育成【3,694百万円：783百万円増】(事業規模：約37億円)

(3) 地域固有の有形無形の資源を活かす

地場製品の活用や地域ブランドの育成等を通じた地域の産業の発展、イノベーションの強化、自然や景観を活かした地域づくりなどの地域の様々な資源を活用する視点から、以下をはじめとする施策を展開する。

中小企業による地域資源を活用した取組への支援

各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業の新商品・新サービスの

開発・市場化を総合的に支援する「中小企業地域資源活用プログラム」を創設する。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（仮称）

中小企業地域資源活用プログラム関連予算【10,125 百万円：新規】（事業規模：約 128 億円）

中小企業等基盤強化税制【拡充】

地域イノベーションの強化

地域の大学等公的研究機関を核に、産業ニーズ等を踏まえた新技術シーズを生み出すための産学官共同研究の実施や、産学官連携の取組の促進を行い、新技術・新産業の創出等を図る。

地域イノベーションの強化【26,723 百万円：1,977 百万円増】
（事業規模：約 267 億円）

地域固有の資源によるバイオマス生産・利活用の推進

規格外小麦、糖みつ、木くずなど地域独自のバイオマス資源を、その地域の生産者、消費者、産業界を挙げて調査・活用する取組を通じて地域の意識改革を図るとともに、地域の創意工夫によりバイオマスの総合的かつ効果的な利活用を図るための取組を支援する。

地域バイオマス発見活用促進事業【337 百万円：新規】

地域バイオマス利活用交付金【14,346 百万円：新規】

エコ燃料実用化地域システム実証事業【2,780 百万円：新規】
（事業規模：その他事業含め計約 480 億円）

（４）国際交流・地域間交流を促す

都市と農山漁村の交流促進、海外からの誘客を含めた観光振興、対日投資促進など、特に地方において、様々な地域がそれぞれ、国内の他の地域、さらには海外と人・物・金・情報^{カネ}といった広い分野で交流を深める環境を整備する視点から、以下をはじめとする施策を展開する。

農山漁村への定住等及び地域間交流の促進

農山漁村において、定住、二地域居住、都市・農山漁村交流等を通じ、居住者・滞在者を増やすことにより地域の活性化を総合的かつ機動的に支援する。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（仮称）

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【34,088 百万円：新規】（事業規模：約 612 億円）

外国企業の誘致

我が国地域への対日直接投資の促進を図るため、外国企業の発掘支援、企業立ち上げ支援等を行う。

外国企業誘致地域支援事業等【1,022 百万円：63 百万円増】（事業規模：約 10 億円）

観光立国の推進

日本の観光の魅力を海外に発信する等により外国人観光客の訪日を促進する。また、魅力ある観光地・観光産業の創出に向けた取組を支援するとともに、地域の観光・集客サービスの競争力の強化に向けた取組を支援する。

外国人観光客の訪日促進と魅力ある観光地・観光産業の創出等【4,540 百万円：452 百万円増】（事業規模：約 47 億円）

（ 5 ）地域の持続的・自立的発展のための条件を整える

地域が将来にわたって持続的・自立的に発展し、その活力を向上させていくためのビジョンの実現に向け、ハード・ソフト両面からの条件整備を図るという観点から、以下をはじめとする施策を展開する。

地域振興拠点へのアクセス強化

拠点的な空港・港湾や観光地へのアクセスを強化するための規格の高い道路を整備し、また、高速道路と一般道路を連結させるスマート I C や高速道路の弾力的な料金設定に関する社会実験を実施する。

拠点的な空港・港湾、観光地へのアクセスを強化する規格の高い道路の整備【95,260 百万円：2,330 百万円増】（事業規模：約 1,397 億円）

スマート I C 及び高速道路料金に関する社会実験【39,077 百万円：25,947 百万円増】（事業規模：約 391 億円）

農地・水・環境の保全向上に向けた地域の取組支援

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援する。

農地・水・環境保全向上対策【30,286 百万円：新規】（事業規模：約 589 億円）

ICT（情報通信技術）の利活用に対する支援

実用的かつ汎用性の高いICT利活用モデルの構築を地域に委託するとともに、その全国展開を図るための支援を行う。

地域ICT利活用モデル構築事業【1,800 百万円：新規】（事業規模：約 18 億円）